

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆2016年2月5日☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆ !!! 九段会計通信!!! ☆☆☆☆☆☆☆☆☆

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆ http://www.kudan-tax.jp/ ☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

◇九段会計通信 Vol. 80のコンテンツ◇

■こんなときどうなる？身近な税務トピック

住宅ローン控除について

■温故知新なく九段的ヒトコト>

■東京経営者大学のご案内！

■編集後記

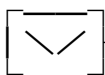
こんにちは！代表の高木です。

先日寒波に襲われ、通勤に影響が出た人も多いのではないのでしょうか。
巷では、松岡修三さんが海外に行ったからだと噂されていました。

まだまだ寒い日が続いておりましたが、
九段会計も、寒さを吹き飛ばすぐらい熱く頑張ります。

それでは今月のメルマガをお送り致します。
宜しく願い致します！

代表・税理士 高木 功治



≡ ■ こんなときどうなる？身近な税務トピック

～住宅ローン控除について～

毎年3月15日は確定申告の提出期限です。
不動産をお持ちの方や、個人事業をされている方などは、
毎年確定申告が必要です。
他にも、平成27年にご自宅を購入・建設された方で、
住宅ローン控除の適用を受けようとする方についても、
確定申告が必要になります。

社長ご自身にご自宅をご購入された場合の他にも、
ご家族、従業員の方々に該当する方がいらっしゃいましたら、確定申告が必要です。

住宅ローン控除を受けるための必要書類は次の通りです。

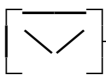
1. 源泉徴収票
2. 住民票の写し
3. ローンの年末残高証明書
4. 住宅の売買契約書又は建設請負契約書
5. 敷地の売買契約書
6. 家屋の登記事項証明書
7. 敷地の登記事項証明書

※敷地の取得についてのローンがない方は、5、7は不要です。

控除される所得税の上限額は、
年末時点でのローン残高の1%又は40万円（住宅の取得を消費税5%でされた方は20万円）
となっています。
こちらは、1年目から10年目までの毎年の所得税計算で、
所得税の税額を控除する事が出来ます。
なお、1年目は確定申告が必要ですが、2年目以降は、
年末調整で住宅ローン控除の適用を受ける事が出来ます。
毎年確定申告をしていらっしゃる方については、1年目だけ、確定申告をして頂く形
になります。
ただし、その場合でも上記の3の資料は、毎年の年末調整の際に必要なになります。
生命保険料の控除証明書や、国民年金の控除証明書と同じように、大切に保管下さい。

ご質問等不明な点がございましたら、
お気軽にご連絡いただければ幸いです。

メールマガジン編集担当 山岡 至



≡ ■ 温故知新なく九段的ヒトコト >

「この世は絶え間のないシーソーだ。」

- ミシェル・ド・モンテーニュ（フランスの哲学者） -

人生は、良い事もあれば、悪い事も起こります。
言い換えると、ずっと良い事は続きませんし、ずっと悪い事も続きません。
絶え間のないシーソーのように、良い事と悪い事が繰り返し起こるのです。

悪い事が起こっても、いつまでも悪い状態が続くわけではないので、落ち込んだり、
自暴自棄にならず、良い事が起こるまでの辛抱と割り切ることも必要なのかもしれない
ね。

メールマガジン編集担当 遠藤 洋輔



≡ ■ 東京経営者大学のご案内！

第4期生が1月28日よりスタートしました！

東京経営者大学とは、経営コンサルタント会社で30年使用してきた
コンサルティングノウハウを、経営者と幹部を育成するために
提供していただくものです。

ただ講座を受けて聞いているだけの座学ではなく、自ら考え、行動し、
それを発表するというトレーニングサイクルを行うことで、
経営者として、また幹部としての成長を促すものです。

そこで、しっかりとプロのコンサルタントの先生のもとで学び、
顧問させていただいている私たちの立場から、

継続した行動が行われているかを確認させていただくことで、短期的で終わらず、継続した成長が実現できます。

また、一緒に学ぶ経営者の同志ができることで、今後お互いに助け合いながら自社の経営に役立てることもできます。

これまでの参加者の方々は、日に日に参加者同士信頼関係が生まれ、新たなビジネスチャンスをつんだ方も多くいらっしゃいます！

2/25（木）には、昨年もお好評頂きました特別セミナーが開催されます。このセミナーでは、2016年の動向から今何をすべきかを考える内容となっております。

ご興味のある方は各担当者又は九段会計事務所までお気軽にご連絡下さい！！

担当：遠藤 洋輔



≡ ■ 編集後記

年明けからSMA P解散危機にベッキーの不倫問題と芸能ニュースがにぎわっております。そして、未だに【バカッター】と言われる、ツイッターで情報漏洩をしたり、マナー違反の投稿をしたりする人がいるようです。有名人を接客した従業員が個人情報載せてしまい、会社は大炎上し、対応に追われるというニュースがありました。

いずれも、一見すると一般庶民の私には関係ないことのように思えます。しかし会社組織に置き換えると、上層部の対立で大事な従業員を失い売上を失うリスクや、従業員のプライベートの問題でイメージを崩して会社が損害を受けるリスク、そしてSNSによる情報漏洩リスクなど、色々なリスクがどこにでもあるということに気づかされます。

明日は我が身だと思い、会社の方向性をしっかり管理者同士で話し合い、部下のプライベートはしっかりしているかコミュニケーションをとり、情報を扱うものとして、守秘義務契約は当然のこと、従業員教育をしっかりしていかなければならないと感じた年明けでした。

メールマガジン編集責任者 矢合 真弓

☆ 広告

★ ツイッターにてつぶやき中！
フォローミー！ @kudan-kaikei（フォロー返します☆）

★ FaceBook始めました！
「税理士法人 九段会計事務所」で検索宜しくお願い致します！
「いいね！」ボタン押して下さい★

★募集！

現在九段会計では季節毎に季刊誌を発行しております。
その中でお客様を紹介するページを設けました。
御協力頂ける方・アピールしたい事がある方、
是非御一報下さい！所員が「インタビュー&写真撮影」に伺います！！

★「正しい経営を推進する」新しいサービス「MAS(マス)」。
次世代の会計事務所として新たな事業を始めていきます。
詳しくは所員までお尋ね下さい。

いつも九段会計事務所をご愛顧頂き誠にありがとうございます。

このメルマガは弊所顧問先様のほか、名刺交換させていただいた方も
対象にお送りしております。
配信停止をご希望の方は、お手数ですが、下記までご連絡下さい。
なお、このメールには返信いただけませんので、お問い合わせ等ございましたら
各担当者又は下記連絡先までお願い致します。
info@kudan-tax.jp

★☆☆☆☆☆☆☆☆九段会計事務所☆☆☆☆☆☆☆☆
★☆☆☆☆☆☆☆☆密・着・革・命！☆☆☆☆☆☆☆☆

〒102-0074
東京都千代田区九段南4-3-1
滝ビル3F
TEL 03-3222-5271
FAX 03-3222-5270
URL <http://www.kudan-tax.jp/>
mail info@kudan-tax.jp